

3. 八産第85号  
令和3年5月25日

東京海区漁業調整委員会  
会長 有本貴文 殿

東京都八丈島八丈町大賀郷255番地2

八丈町長 山下奉世



### 浮魚礁設置事業実施計画承認申請書

令和3年度において、当地区地先海面で下記のとおり、浮魚礁設置事業を実施したいので、浮魚礁設置事業実施計画承認取扱要領第3の規定に基づき、申請いたします。

#### 記

##### 1 申請の理由

八丈町は八丈島地先海域に浮魚礁を設置し、春のカツオ漁期には浮魚礁の周囲で魚群のい集・滞留があり、効率的に曳縄漁業が行われている。

これまで、単年で、既存浮魚礁の撤去、新規の浮魚礁製作、設置を実施してきたが、事業の確実性を高めるため、平成26年度に更新した1基の耐用年数が5年を経過することから、令和3年度に浮魚礁の製作（資材の購入）を行い、令和4年度に1基の設置を実施したい。

設置している浮魚礁周辺海域は、曳縄漁が最も行なわれる好漁場となっており、燃油高騰、漁獲減少の最中、今後も安定した漁場を確保することで漁獲量の増大を図りたく、実施計画の承認申請をいたします。

##### 2 事業の種目

島しょ漁業振興施設整備事業

##### 3 事業実施計画

別紙実施計画書のとおり

##### 4 添付書類

なし

3 産労農水第 534 号  
令和 3 年 6 月 9 日

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元貴文 殿

東京都産業労働局農林水産部長  
山田則人  
(公印省略)

令和 3 年度において八丈島周辺海域に設置する  
浮魚礁事業計画承認申請について(回答)

令和 3 年 5 月 31 日付 3 東京漁調第 25 号により照会のあったことについて、「東京都海面における浮魚礁設置に関する基準」に基づいて審査した結果、下記の通り回答します。

記

当該事業実施計画は、令和 3 年 3 月に撤去した浮魚礁 1 基を更新する内容であり、特段の問題はないものと考える。